

平成16年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成15年11月21日

上場会社名 株式会社 筑邦銀行

上場取引所
本社所在都道府県

福岡証券取引所
福岡県

コード番号 8398

(URL <http://www.chikugin.co.jp/>)

問合せ先 責任者役職名 取締役総合企画部長
氏名 空閑重信

TEL (0942) 32 - 5353

決算取締役会開催日 平成15年11月21日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成15年12月10日

単元株制度採用の有無 有 (1単元 1,000株)

1. 15年9月中間期の業績(平成15年4月1日~平成15年9月30日)

(1) 経営成績 (注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益	経常利益
15年9月中間期	6,633 百万円 (1.0) %	751 百万円 (33.7) %
14年9月中間期	6,566 (1.1)	561 (86.1)
15年3月期	13,048	683

	中間(当期)純利益	1株当たり中間(当期)純利益
15年9月中間期	341 百万円 (6.1) %	5 円 47 銭
14年9月中間期	321 (91.9)	5 15
15年3月期	304	4 87

(注) 期中平均株式数 15年9月中間期 62,403,953株 14年9月中間期 62,457,261株
15年3月期 62,441,191株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金
15年9月中間期	2 円 50 銭	円 銭
14年9月中間期	2 50	
15年3月期		5 00

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国内基準)
15年9月中間期	526,986 百万円	29,284 百万円	5.6 %	469 円 30 銭	8.85 %
14年9月中間期	520,804	28,894	5.5	462 73	8.65
15年3月期	515,430	28,656	5.6	459 17	8.62

(注) 期末発行済株式数 15年9月中間期 62,400,031株 14年9月中間期 62,444,389株
15年3月期 62,408,069株
期末自己株式数 15年9月中間期 90,169株 14年9月中間期 45,811株
15年3月期 82,131株

2. 16年3月期の業績予想(平成15年4月1日~平成16年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期 末	
通 期	13,000 百万円	1,200 百万円	620 百万円	2 円 50 銭	5 円 00 銭

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 9円94銭

上記の業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき判断したものであり、実際の業績はこれらの予想数値と異なる結果となる可能性があります。業績予想の前提条件その他の関連する事項につきましては、添付資料の6ページを参照して下さい。

個別中間財務諸表等

第 80 期中(平成 15 年 9 月 30 日現在)中間貸借対照表

(金額単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	58,487	預 金	479,244
買 入 金 銭 債 権	46	譲 渡 性 預 金	4,154
商 品 有 価 証 券	406	外 国 為 替	0
有 価 証 券	72,958	そ の 他 負 債	1,872
貸 出 金	380,026	退 職 給 付 引 当 金	1,778
外 国 為 替	165	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,690
そ の 他 資 産	1,352	支 払 承 諾	8,961
動 産 不 動 産	9,738	負 債 の 部 合 計	497,702
繰 延 税 金 資 産	2,135	(資 本 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	8,961	資 本 金	8,000
貸 倒 引 当 金	7,291	資 本 剰 余 金	5,759
		資 本 準 備 金	5,759
		利 益 剰 余 金	11,705
		利 益 準 備 金	2,724
		任 意 積 立 金	8,300
		中 間 未 処 分 利 益	680
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,494
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,370
		自 己 株 式	45
		資 本 の 部 合 計	29,284
資 産 の 部 合 計	526,986	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	526,986

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 80 期中〔平成 15 年 4 月 1 日から
平成 15 年 9 月 30 日まで〕中間損益計算書

(金額単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		6,633
資 金 運 用 収 益	5,288	
(うち貸出金利息)	(4,751)	
(うち有価証券利息配当金)	(532)	
役 務 取 引 等 収 益	909	
そ の 他 業 務 収 益	70	
そ の 他 経 常 収 益	364	
経 常 費 用		5,881
資 金 調 達 費 用	137	
(うち預金利息)	(135)	
役 務 取 引 等 費 用	379	
そ の 他 業 務 費 用	24	
営 業 経 費	4,013	
そ の 他 経 常 費 用	1,327	
経 常 利 益		751
特 別 利 益		2
特 別 損 失		21
税 引 前 中 間 純 利 益		731
法人税、住民税及び事業税		333
法 人 税 等 調 整 額		57
中 間 純 利 益		341
前 期 繰 越 利 益		317
土地再評価差額金取崩額		21
中 間 未 処 分 利 益		680

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)(A)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)(B)	比 較 (B)-(A)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)(C)	比 較 (B)-(C)
現金預け金	55,688	58,487	2,799	43,332	15,155
買入金銭債権	55	46	9	49	3
商品有価証券	514	406	108	246	160
有価証券	63,238	72,958	9,720	68,168	4,790
貸出金	384,994	380,026	4,968	387,967	7,941
外国為替	83	165	82	280	115
その他資産	1,293	1,352	59	1,283	69
動産不動産	9,798	9,738	60	9,688	50
繰延税金資産	2,234	2,135	99	2,510	375
支払承諾見返	9,028	8,961	67	9,156	195
貸倒引当金	6,126	7,291	1,165	7,254	37
資産の部合計	520,804	526,986	6,182	515,430	11,556

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(負債及び資本の部)

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)(A)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)(B)	比 較 (B)-(A)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)(C)	比 較 (B)-(C)
預 金	471,513	479,244	7,731	468,736	10,508
譲渡性預金	6,175	4,154	2,021	3,661	493
外国為替		0	0	0	0
その他負債	1,651	1,872	221	1,766	106
退職給付引当金	1,776	1,778	2	1,748	30
再評価に係る繰延税金負債	1,763	1,690	73	1,705	15
支払承諾	9,028	8,961	67	9,156	195
負債の部合計	491,909	497,702	5,793	486,774	10,928
資 本 金	8,000	8,000		8,000	
資本剰余金	5,759	5,759		5,759	
資本準備金	5,759	5,759		5,759	
利益剰余金	11,668	11,705	37	11,498	207
利益準備金	2,724	2,724		2,724	
任意積立金	8,300	8,300		8,300	
中間(当期)未処分利益	643	680	37	473	207
土地再評価差額金	2,464	2,494	30	2,515	21
その他有価証券評価差額金	1,025	1,370	345	923	447
自己株式	23	45	22	41	4
資本の部合計	28,894	29,284	390	28,656	628
負債及び資本の部合計	520,804	526,986	6,182	515,430	11,556

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間損益計算書

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前 中 間 会 計 期 間	当 中 間 会 計 期 間	比 較 (B)-(A)	前 事 業 年 度 の 要 約 損 益 計 算 書
	自 平成14年4月 1日 至 平成14年9月30日 (A)	自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日 (B)		自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日
経 常 収 益	6,566	6,633	67	13,048
資 金 運 用 収 益	5,474	5,288	186	10,893
(うち貸出金利息)	(4,912)	(4,751)	161	(9,804)
(うち有価証券利息配当金)	(556)	(532)	24	(1,077)
役 務 取 引 等 収 益	854	909	55	1,761
そ の 他 業 務 収 益	91	70	21	115
そ の 他 経 常 収 益	145	364	219	278
経 常 費 用	6,004	5,881	123	12,365
資 金 調 達 費 用	176	137	39	331
(うち預金利息)	(169)	(135)	34	(319)
役 務 取 引 等 費 用	351	379	28	732
そ の 他 業 務 費 用	1	24	23	3
営 業 経 費	4,052	4,013	39	8,068
そ の 他 経 常 費 用	1,422	1,327	95	3,229
経 常 利 益	561	751	190	683
特 別 利 益	4	2	2	8
特 別 損 失	12	21	9	17
税引前中間(当期)純利益	553	731	178	674
法人税、住民税及び事業税	84	333	249	393
法人税等調整額	148	57	91	23
中間(当期)純利益	321	341	20	304
前 期 繰 越 利 益	322	317	5	322
土地再評価差額金取崩額		21	21	3
中 間 配 当 額				156
中間(当期)未処分利益	643	680	37	473

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	動産不動産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年	同左	動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理することとしております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理することとしております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定を適用しております。 この結果、先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴う当中間会計期間末の資産及び負債に与える影響は軽微であります。	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。なお、この変更に伴う影響はありません。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
9 その他(中間)財務 諸表作成のための重 要な事項			<p>(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、同会計基準及び適用指針の適用による影響はありません。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間会計期間の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>* 1 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>* 2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,684百万円、延滞債権額は14,517百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>* 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は78百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,490百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,771百万円であります。 なお、上記*2から*5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>* 1 同左</p> <p>* 2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,156百万円、延滞債権額は15,327百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>* 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,541百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,026百万円であります。 なお、上記*2から*5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>* 1 同左</p> <p>* 2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,265百万円、延滞債権額は13,522百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>* 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,534百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,346百万円であります。 なお、上記*2から*5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>* 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,560百万円であります。</p> <p>* 7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,229百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,017百万円 上記のほか、為替決済、料金後納郵便等の取引の担保として、有価証券7,000百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は117百万円であります。</p> <p>* 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,957百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が30,135百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>* 9 動産不動産の減価償却累計額 5,398百万円</p>	<p>* 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,481百万円であります。</p> <p>* 7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 0百万円 有価証券 4,218百万円 その他資産 8百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,610百万円 上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券7,380百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は113百万円あります。</p> <p>* 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,924百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が31,500百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>* 9 動産不動産の減価償却累計額 5,480百万円</p>	<p>* 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,384百万円であります。</p> <p>* 7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,166百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,968百万円 上記のほか、為替決済、料金後納郵便等の取引の担保として、有価証券7,452百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は115百万円あります。</p> <p>* 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,730百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が29,291百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>* 9 動産不動産の減価償却累計額 5,474百万円</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
* 10 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間期圧縮記帳額 百万円)	* 10 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間期圧縮記帳額 百万円)	* 10 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当期圧縮記帳額 百万円)
* 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。	* 11 同左	* 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,004百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
* 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 145百万円 その他 0百万円	* 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 145百万円 その他 0百万円	* 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 297百万円 その他 0百万円
* 2	* 2 その他経常収益には、システム開発契約の解約に伴う和解金289百万円を含んでおります。	
* 3 その他経常費用には、貸出金償却65百万円、貸倒引当金繰入額1,276百万円及び株式等償却26百万円を含んでおります。	* 3 その他経常費用には、貸出金償却35百万円、貸倒引当金繰入額1,083百万円及び株式等償却135百万円を含んでおります。	* 3 その他経常費用には、貸出金償却67百万円、貸倒引当金繰入額2,674百万円及び株式等償却341百万円を含んでおります。

有価証券(子会社株式及び関連会社株式関係)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末(平成14年9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末(平成15年9月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末(平成15年3月31日現在)
該当ありません。